○海上保安庁告示第三十三号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条並びに港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項及び第二十条の五の規定に基づき、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の規定を実施するため、関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年十月一日から施行する。

令和八年十月一日

海上保安庁長官　宮澤　康一

関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示

関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正欄前に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　（略） 一・二　（略） 三　航路　規則別表第二に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路及び安瀬航路をいう。 **第三条**　（略） （情報の提供） **第四条**　（略） 一　（略） 二　内容 イ　インターネット・ホームページによる場合 (1)　総トン数一万トン（油送船にあっては、三千トン）以上の船舶の航路（若松水路（規則第四十条第二項に規定する若松水路をいう。以下同じ。）及び奥洞海航路を除く。）入航予定時刻、船名、総トン数等並びに若松水路、奥洞海航路及び若松区（規則別表第一に掲げる関門港の若松区（第五区及び第六区を除く。）をいう。以下同じ。）を航行しようとする船舶にあっては、総トン数三〇〇トン以上の船舶の入出航予定時刻、船名、総トン数等 (2)　若松水路、奥洞海航路及び若松区における港内信号（規則別表第四に定める信号をいう。）の現状 (3)　関門海域（本山岬から百八十度一万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水ノ鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。以下同じ。）における船舶の交通の制限又は禁止の状況 (4)～(7)　（略） (8)　部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻及び牧山における風向及び風速 (9)～(11)　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)　イ(1)、(2)、(5)及び(8)を除く。）に掲げる事項 (2)　航路（若松航路（関門港の区域（規則別表第五に掲げる関門港の特定港内の区域をいう。以下同じ。）を除く。）及び奥洞海航路を除く。）及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況 (3)　（略） 三　（略）	（用語の定義） **第二条**　（略） 一・二　（略） 三　航路　規則別表第二に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、若松航路及び安瀬航路をいう。 **第三条**　（略） （情報の提供） **第四条**　（略） 一　（略） 二　内容 イ　インターネット・ホームページによる場合 (1)　総トン数一万トン（油送船にあっては、三千トン）以上の船舶の航路（若松航路にあっては関門海域（本山岬から百八十度一万四百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水ノ鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域のうち、若松港口信号所から百三十八度に陸岸まで引いた線、修多羅三角点（北緯三十三度五十四分五十五秒東経百三十度四十七分五十四秒）から三百十七度三十分二千八百四十メートルの地点から六十二度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を除く海域をいう。以下同じ。）に含まれる部分に限る。）入航予定時刻、船名、総トン数等（新設） (2)　関門海域における船舶の交通の制限又は禁止の状況 (3)～(6)　（略） (7)　部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速 (8)～(10)　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)　イ(1)、(4)及び(7)を除く。）に掲げる事項 (2)　航路（若松航路にあっては、関門海域に含まれる部分に限る。）及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況 (3)　（略） 三　（略）